

◎政治資金規正法の一部を改正する法律

(令和六年六月二六日法律第六四号)(衆)

一、提案理由(令和六年五月二二日・衆議院政治改革に関する特別委員会)

○鈴木(馨)議員 ただいま議題となりました自由民主党・無所属の会提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

政治資金は、その受け手及び出し手の双方にとって民主主義の根幹である政治活動の自由を保障するものであり、特に、資産を有する者だけが政治家への扉を開けるような状態はあってはならないことです。この点からすれば、政治資金については、金のかからない政治を志向すると同時に、必要な政治資金については、政治家が常に襟を正した上で、法律で必要な定めを設け、その透明性を確保すべきことは言うまでもありません。

しかしながら、我が党の一部の派閥及び所属議員において政治資金規正法に従わない収支報告書が提出されていたことは誠に遺憾であり、この場をおかりして深くおわびを申し上げます。この問題に対する真摯な反省の下、実効的な再発防止策を策定し、政治資金の透明性を確保するため、この法律案を提出した次第です。

以下、本法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化についてです。会計責任者任せにして知らなかったといった言い訳を許さないため、国会議員関係政治団体の代表者が、随時又は定期の確認、会計責任者の説明及び政治資金監査報告書に基づき、会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認した上で、その旨を記載した確認書を交付して、それを収支報告書に添付させる制度を創設し、その違反に罰則を設けて公民権停止の対象とすることとしています。また、収支報告書の不記載又は虚偽記入に係る収入等があった場合には、これに係る金銭を国庫に納付することができるよういたしました。

第二に、政治資金監査の強化についてです。政治資金監査に関し、その対象団体である国会議員関係政治団体に政策研究団体を含めるとともに、その対象事項に収入に関する事項を加え、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを追加しております。

第三に、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進についてであります。収支報告書等について、国会議員関係政治団体に対しオンライン提出を義務づけるとともに、インターネット公表を義務化するものとしております。

第四に、政治資金パーティーについてです。その対価の支払いについての透明性を確保する観点から、公開基準額を現行の二十万円超から十万円超に引き下げるとともに、対価の支払い方法につき、口座振り込みに限定をするものとしています。

第五に、いわゆる政策活動費の使途公開についてです。政策活動費を含む、政党から国会議員に対する一件当たり五十万円を超える支出については、収支報告書の記載項目

と同様の項目別の金額を収支報告書に記載しなければならないこととしています。

第六に、その他政治団体の政治資金の透明性確保についてです。国会議員関係政治団体から一千万円以上の寄附を受けたその他政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなして、支出公開に関する特例規定を適用することとしています。

第七に、個人寄附者等の個人情報の保護についてです。収支報告書に記載された個人寄附者等の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村の名称に係る部分に限って行うものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院政治改革に関する特別委員長報告（令和六年六月六日）

○石田真敏君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、政治改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、鈴木馨祐君外五名提出の法律案は、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、政治資金監査の強化、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進、政治資金パーティーの対価支払い者の氏名等の公開基準の引下げ、いわゆる政策活動費の使途の明細の公開の導入等の措置を講ずるものであります。

……………（略）……………

落合貴之君外四名提出の法律案は、第二百八回国会に提出され、継続審査に付されていたものであり、また、鈴木馨祐君外五名提出の法律案、落合貴之君外十名提出の法律案及び落合貴之君外七名提出の法律案は、去る五月二十一日にそれぞれ本委員会に付託されました。

翌二十二日提出者鈴木馨祐君、落合貴之君及び本庄知史君からそれぞれ趣旨の説明を聴取し、二十三日から質疑に入り、二十七日には参考人から意見を聴取しました。

六月三日、鈴木馨祐君外五名提出の法律案に対し、自由民主党・無所属の会から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、各法律案及び修正案を一括して質疑を行いました。

さらに、五日には、自由民主党・無所属の会提出の修正案について撤回を許可した後、鈴木馨祐君外五名提出の法律案に対し、自由民主党・無所属の会から、政治資金パーティーの対価支払い者の氏名等の公開基準額を五万円超に引き下げるほか、政策活動費の支出に係る使途の収支報告書への記載対象の拡大等を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、各法律案及び修正案を一括して質疑を行い、同日、岸田内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を重ね、質疑を終局しました。

質疑終局後、落合貴之君外十名提出の法律案及び落合貴之君外四名提出の法律案について内閣の意見を聴取した後、各法律案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決を行った結果、落合貴之君提出の三法律案はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと

決しました。次に、鈴木馨祐君外五名提出の法律案については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。

なお、鈴木馨祐君外五名提出の法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（令和六年六月五日）

○鈴木（馨）委員 ただいま議題となりました政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

先ほど撤回が許可されました我が党提出の修正案については、本委員会における委員各位の御議論、各党会派からの様々な御提案を踏まえて提出したものでありましたが、一昨日の本委員会における審議等におきまして、様々な御指摘を頂戴いたしました。それらについても更に検討を加え、政治資金の透明化を図る観点からより適切な制度となるよう、修正事項を改めて見直した上で、本修正案を提出することとした次第です。

以下、本修正案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、政治資金規正法の改正事項の追加についてです。

第一に、政治資金パーティーの対価支払い者に係る公開基準について、現行では二十万円超、原案では十万円超としていたものを、五万円超に引き下げることであります。

第二に、いわゆる政策活動費の使途公開について、政党から国会議員に係る公職の候補者に対してされた支出のうち、一件当たりの金額が五十万円を超えるものに限りとしていた原案を、経常経費を除く全ての支出に拡大するとともに、記載対象となる政策活動費の使途の範囲を、政治活動に関連してした支出に拡大することとしています。

また、政策活動費の使途に係る記載事項に、年月を追加することとしております。

第三に、政党による公職の候補者の政治活動に関する寄附について、これを禁止することとしております。

次に、改正法の附則に明記する事項についてです。

第四に、政党に所属する国会議員が政治資金等に関する犯罪に関して起訴された場合に、政党交付金のうち、当該国会議員に係る議員数割相当額の交付を停止する等の制度の創設についての規定を設けております。

第五に、政策活動費の支出の年間上限額を定めるとともに、政策活動費の支出に係る政治活動に関連してした支出の状況についての領収書、明細書等を、保存、提出の上、十年後に公開するものとし、その制度の具体的な内容については早期に検討が加えられ結論を得るものとする旨の規定を設けております。

第六に、政治資金に関する独立性が確保された機関については、政治資金の透明性を確保することの重要性に鑑み、これを設置するものとし、政策活動費の支出に係る政治活動のためにした支出に関する監査の在り方を含めその具体的な内容について検討が加

えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨の規定を設けております。

第七に、その他の検討事項として、①外国人等による政治資金パーティーの対価の支払いに係る収受の適正性を図るための実効的な規制の在り方、②個人のする政治活動に関する寄附を促進するための税制優遇措置の在り方、③自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外の在り方に関する検討条項を設けるとともに、④改正後の政治資金規正法について、この法律の施行後三年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上を図る観点から施行状況等を勘案して行う見直し条項についても設けております。

以上が、本修正案の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

○附帯決議（令和六年六月五日）

今回の法改正の趣旨を踏まえ、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

- 一 政治資金パーティーを開催する者が同一の者から受けることができる当該政治資金パーティーの対価の支払の上限額の在り方及び政党その他の政治団体に係る政治資金パーティー以外の事業による収入の在り方について、政治活動の公正を確保する観点から、検討を行うこと。
- 二 政治団体の代表者が親族間で異動することによる政治資金の移動の制限の在り方について、公職を担う多様な人材を確保する観点から、検討を行うこと。
- 三 政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の要否も含めて、中長期的に検討を行うこと。
- 四 政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。
- 五 国会議員関係政治団体の収支報告書について、誰もが閲覧できるようなデータベース化を含め、検索可能性を高める情報提供の在り方について検討を行うこと。

三、参議院政治改革に関する特別委員長報告（令和六年六月一九日）

○豊田俊郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治改革に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治団体の収支報告の適正の確保及び透明性の向上により政治に対する国民の信頼の回復を図るため、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、収支報告書の不記載及び虚偽記入に係る収入等の国庫納付制度の導入、政治資金監査の強化、政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準の引下げ、いわゆる政策活動費の使途の明細の公開の導入、政党交付金の交付停止等の制度の創設、政治資金に

関する独立性が確保された機関の設置等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、井上哲士君発議に係る政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法を廃止する法律案並びに竹詰仁君外一名発議に係る政治資金規正法等の一部を改正する法律案と一括して議題とし、各発議者、岸田内閣総理大臣等に質疑を行うとともに、参考人を招致してその意見を聴取いたしました。

委員会における主な質疑の内容は、政治資金規正法違反事件の真相究明と政治家の責任の在り方、政策活動費の是非と公開の範囲や時期についての具体的な考え方、政治資金に関する独立性が確保された第三者機関の必要性とその役割、企業・団体献金の是非と政治資金パーティーの適正な実施についての考え方、検索機能等を備えた収支報告書のデータベース化の必要性等であります。

本法律案について質疑を終局いたしましたところ、日本維新の会・教育無償化を実現する会を代表して音喜多駿委員より修正案が提出されました。

続いて、討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和六年六月一八日）

本法の趣旨を踏まえ、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

- 一、政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発展に寄与する観点から、政治改革全般にわたる課題について不断の検討を続けること。
- 二、政治資金に関する独立性の確保された第三者機関の設置を始めとする本法における検討事項については、本法が実効あるものとなるよう広範かつ詳細にわたる検討を行うとともに、円滑な施行ができるよう速やかに結論を得ること。
- 三、政策活動費の公開に関する制度については、十年後の領収書等の公開だけでなく、毎年の収支報告書に対する第三者機関の監査が確実に行われるよう、その透明化の実現を図ること。
- 四、政党に所属する国会議員が政治資金等に関する犯罪に関し起訴された場合における政党交付金の交付の停止等に関する制度及び自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇措置の適用除外に関する検討については、早期に結論を得て、その改正を図ること。
- 五、政治資金パーティーを開催する者が同一の者から受けることができる当該政治資金パーティーの対価の支払の上限額の在り方及び政党その他の政治団体に係る政治資金パーティー以外の事業による収入の在り方について、検討を行うこと。
- 六、政治団体の代表者が親族間で異動することによる政治資金の移動の制限の在り方について、公職を担う多様な人材を確保する観点から、検討を行うこと。
- 七、政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿

記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。

八、国会議員関係政治団体に係る収支報告書等のオンライン提出の義務化に当たっては、誰もが閲覧できるようなデータベース化を含め、検索可能性を高める情報提供の在り方について検討を行うこと。なお、対象となる各政治団体において、オンライン提出が円滑に行われるよう、政府においては、関係者に対するオンラインシステムに関する研修の実施やサポート体制の充実に努めること。

九、政党が議会制民主政治において極めて重要な存在であることを踏まえ、政党の望ましいガバナンスの在り方について、政党の自主性及び自律性の確保に配慮しつつ、法整備の可否も含めて、中長期的に検討を行うこと。

右決議する。